○公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて

平成 19 年８月 24 日

交 規 第 1020 号

警 察 本 部 長

各部長、各参事官・参事、各所属長あて

公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（通達）

みだしのことについては、埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第２号。以下「細則」という。）の規定に基づき運用してきたところであるが、この度、同細則の一部改正により、除外する車両の追加、整理等所要の整備がなされたため、それに伴い公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（平成７年埼例規第 23 号・交規）の全部を次のとおり改正し、平成 19 年９月１日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第１　対象除外車両とその解釈等

公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両は、別表のとおりとする。

第２　申請受理の事務取扱要領

１　受付の日時

申請の受付の日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条第１項各号に規定する県の休日を除く日の午前９時から午後４時 15 分までとする。

２　提出書類等

申請を受理するに当たり、原則として、次の表の区分に応じて、申請者の使用する車両が適用除外としての要件を満たしていることを証するに足りる書類の写しの提出又は申請者自身が適用除外としての要件を満たしていることを証する手帳等の提示若しくはその写しの提出を求めること。

申請者	必要な事項
○　市町村から委託を受けて一般廃棄物収集を行う事業者	委託契約書等委託を証明する書類の写しの提出
○　電気、ガス、上下水道、電信、電話又は交通安全施設の維持管理に当たる者から委託を受け、当該施設の緊急修復のために使用する予定のある車両の所有者等	
○　緊急往診のために使用する車両の所有者等	医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師が使用することを証明する書類の写しの提出又は同医師又は同助産師であることを証明する身分証の提示若しくはその写しの提出 保健師助産師看護師法に規定する保健師、看護師及び准看護師にあっては、医師の指示を受け使用することを証明する書類の写しの提出及び同保健師、看護師及び准看護師であることを証明する身分証の提示若しくはその写しの提出
○　市町村との委託契約に基づき訪問歯科診療の往診のために使用する車両の所有者等	委託契約書等委託を証明する書類の写しの提出
○　往診歯科診療器材を搭載し、訪問歯科診療に使用する車両の所有者等	訪問歯科診療の実態を疎明する資料の写しの提出及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師が使用することを証明する書類の写しの提出又は同医師であることを証明する身分証の提示若しくはその写しの提出

○　身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者若しくは小児慢性特定疾病児童等（色素性乾皮症に限る。）又はこれらの代理人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾病医療受給者証の提示若しくはその写しの提出

3　留意事項

(1) 細則別記様式第１の 12 の申請書

駐停車禁止規制から除外しない車両（緊急取材車等）の管理者等からの申請書には、必ず「駐車禁止」と記載させること。

(2) 同一事業所等からの複数車両の申請

一つの事業所等から複数の車両についての申請がある場合は、申請書は１枚とし、使用車両の種類及び車両（登録）番号の欄は、「別紙のとおり」とし、別紙に当該車両の種類及び車両（登録）番号を記載させること。

(3) 色素性乾皮症患者に対する配慮

色素性乾皮症患者から申請があった場合は、小児慢性特定疾病医療受給者証の提示又はその写しの提出を求めるなどにより、受給者番号を確認し、申請を受けた警察署において、次の表の区分に従い実施主体に照会して、色素性乾皮症患者であることを確認すること。

実施主体	照会先
埼玉県	埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当
さいたま市	さいたま市保健所
川越市	川越市保健所総合保健センター
川口市	川口市保健所
越谷市	越谷市保健所

(4) 申請代理人による申請

申請代理人が申請する場合は、細則別記様式第１の 12 の申請書の備考欄に申請代理人の住所、職業、氏名等と併せ、申請代理人が申請する理由を確実に記載させること。

なお、この際申請者欄には身体障害者等本人の住所、職業、氏名等を記載させること。

一部改正〔平成 21 年第 637 号、24 年第 417 号、25 年第 398 号、令和３年第 235 号、４年第 209 号、６年第 286 号、７年第 1020 号〕

第３　標章交付の事務取扱要領

１　標章交付事務の標準処理期間

処理は即日行うものとする。ただし、事業所等からの多数からなる一括申請については、受理した日から３日を超えないものとする。

２　標章の有効期間

標章の有効期間は、３年以内の必要最小限な期間とする。

３　標章交付番号の付与

標章交付番号は、標章の交付警察署を明確にするため、警察署名を冠した標章種別ごとの一連番号とする。

（例）　浦和　第 123 号

４　標章交付簿の作成

標章を交付するときは、次の表の区分に応じて、標章交付簿を作成するものとする。

番号	標章種別	標章様式	標章交付簿
1	通行禁止除外指定車標章	細則別記様式第１	別記様式第１
2	駐停車禁止除外指定車標章（緊急工事使用中）	細則別記様式第１の２	別記様式第２
3	駐停車禁止除外指定車標章（執行官使用中）	細則別記様式第１の３	別記様式第３
4	駐停車禁止除外指定車標章（郵便物集配・電報配達使用中）	細則別記様式第１の４	別記様式第４
5	駐車禁止除外指定車標章（緊急取材使用中）	細則別記様式第１の５	別記様式第５
6	駐車禁止除外指定車標章（緊急往診使用中）	細則別記様式第１の６	別記様式第６
7	駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者使用中（患者輸送車・車いす移動車））	細則別記様式第１の７	別記様式第７
8	駐車禁止除外指定車標章（訪問歯科診療使用中）	細則別記様式第１の８	別記様式第８
9	駐車禁止除外指定車標章（不法無線局探査使用中）	細則別記様式第１の９	別記様式第９
10	駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者使用中）	細則別記様式第１の10	別記様式第10
11	駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者使用中）	細則別記様式第１の11	別記様式第11

５　標章の更新等の手続

標章の更新については、次に掲げるとおりとする。

なお、汚損、更新等により返却された標章は、速やかに廃棄すること。

(1) 標章の更新については、新規申請と同様に取り扱うものとする。

(2) 遺失等による標章の再交付については、別記様式第１の 13 によるものとし、この場合において、書類の添付を求めないものとする。

(3) 記載事項の変更については、別記様式第１の 14 によるものとし、記載事項の変更を証する書類を添付させること。

6　標章の交付に当たっての留意事項

(1) 標章の交付に当たっては、他の都道府県公安委員会の取扱いとの差異及び制度の不知による誤った使用等がなされないよう申請者等に次の事項について教示すること。

ア　埼玉県公安委員会が交付した標章の効力は細則別記様式第１の 10 及び別記様式第１の 11 以外他の都道府県には及ばない。

イ　交通規制の対象から除外される車両であっても、規制区間における通行又は駐停車は必要最小限にとどめ、特に、近くに駐車施設等の駐車可能な場所がある場合は、極力同所を利用する。

ウ　幹線道路、繁華街等通行する、又は駐車することが交通上著しい障害を生じさせる場合は、極力交通規制に従う

エ　その他標章の裏面に記載されている事項に従う。

(2) 駐車禁止除外指定車標章を交付する場合は、注意事項（別紙）を参考に各警察署の実情に応じて作成した注意事項を簡記した用紙を必要により配布するなど、標章の適正な使用を促すこと。

一部改正〔平成 21 年第 637 号、25 年第 398 号、令和２年第 1890 号、３年第 1181 号、７年第 1020 号〕

実施日

この通達は、平成 19 年９月１日から実施する。

実施日　（平成 21 年３月 27 日交規第 637 号）

この通達は、平成 21 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 24 年３月 19 日交規第 417 号）

この通達は、平成 24 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 25 年３月 26 日交規第 398 号）

この通達は、平成 25 年４月１日から実施する。

実施日　（令和２年 11 月 24 日交規第 1890 号）

この通達は、令和２年 12 月１日から実施する。

実施日　（令和３年２月 12 日務第 235 号）

１　この通達は、令和３年２月 12 日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日　（令和３年８月 23 日交規第 1181 号）

この通達は、令和３年９月１日から実施する。

実施日　（令和４年１月 25 日務第 209 号）

この通達は、令和４年２月１日から実施する。

実施日　（令和４年９月 30 日交規第 1469 号）

この通達は、令和４年 10 月１日から実施する。

実施日　（令和６年２月 22 日交規第 286 号）

この通達は、令和６年３月１日から実施する。

実施日　（令和７年６月 30 日交規第 1020 号）

この通達は、令和７年７月１日から実施する。

別表　（第１関係）

全部改正〔平成 21 年第 637 号〕、一部改正〔平成 25 年第 398 号、令和２年第 1890 号、３年第 1181 号、４年第 1469 号〕

別表（第１関係）

規制種別	除外する車両	申請書	標章等	定義等	備考
(1) 道路標識等による交通規制（最高速度の交通規制が、令第11条及び令第27条第1項に定める最高速度を超える場合を除	ア　警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第１号）に定めるお召自動車に係る自動車お列に編成されている自動車	－	－	－	
	イ　警護要則（令和４年国家公安委員会規則第15号）に定める警護対象者に係る自動車列に編成されている自動車	－	－	－	

く。）					
(2) 車両の通行禁止の交通規制	ア　犯罪の捜査（検察官、検察事務官及び特別司法警察職員の行う捜査を含む。）、交通の取締りその他警察の責務を遂行するために使用中の車両	－	－	「警察の責務」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第２条第１項に定める犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持をいう。 　なお、警察以外の捜査機関が犯罪の捜査のため使用中の車両を含む。	

	イ　災害救助、人命救助、水防活動、防疫活動又は消防活動のために使用中の車両	－	－	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の遭難者を伴う船舶の沈没等大規模な事故をいう。 「防疫」とは、伝染病等の侵入（発生）又はまんえんを防ぐことをいう。	

ウ　急病人の搬送、救護等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両	－	－	「緊急やむを得ない理由」とは、急病人の搬送又は治療、人命の救助、消防、犯罪の防止等で警察署長の通行許可を得る時間的余裕がないものをいう。	
エ　公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で当該目的のために使用中のもの	－	－	－	
オ　道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第14条の２に規定する道路維持	－	－	－	

	作業用自動車で、同条各号に掲げる用務のために使用中の車両					
	カ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの	(ｱ)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、市町村又は市町村長の許可を受けた者が行う一般廃棄物収集のために使用中の車両	1の12	1	－	市町村から委託を受けて一般廃棄物収集を行っている事業者からの申請については、委託について証明する書類の写しを提出させること。

		(ｲ) 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は道路について緊急修復を要する工事のために使用中の車両	1の12	1	「緊急修復を要する工事」とは、当該施設が破壊され、又は故障したことにより住民の生活若しくは経済活動に重大な支障を及ぼし、又は付近住民等へ危険を及ぼすこととなり、早急に修復することが必要と認められる工事のことをいう。 なお、標章の交付対象者は、これらの事業を経営し、	

					施設等の維持管理の責を有する者又はこれらの者から委託を受け当該施設等の修復工事を行う者とする。	
		(ｳ)　郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく	1の12	1		

	電報の配達のために使用中の車両				
	(ｴ) 交通安全施設の設置又は維持管理のために使用中の車両	1の12	1		
	(ｵ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両	1の12	1	「報道機関」とは、埼玉県政記者クラブに加盟している報道機関をいう。 「緊急取材」とは、各種災害、大規模事故、重要事件等社会的反響の大きい出来事の	申請書は、浦和警察署長が受理する。

					発生時かつ発生現場における取材活動をいう。 　なお、ハイヤー等臨時に使用する車両を含まない。	
		㈦　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、自動車検査証の車体の形状の欄に患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた自動車で、現に歩行	1の12	1		

		困難な者の輸送のために使用中の車両				
(3) 大型自動車等の通行禁止の交通規制	ア　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する自動車であって当該用務に使用中のもの		－	－	いわゆる「路線バス」として、運行系統に従い定期的に運行中のもののほか、同系統を臨時に運行するものを含む。	
	イ　専ら通勤者又は通学（園）者を運送する車両であって当該用務に使用中のもの		－	－	－	

(4) 大型乗用自動車等を対象とした指定方向外進行禁止の交通規制	前記(3)アに掲げる車両	－	－	－	
(5) 最高速度の交通規制	ア　令第13条第１項に規定する緊急自動車で同項各号に掲げる用務のために使用中の車両（最高速度の交通規制が、令第12条第３項及び令第27条第２項に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。）	－	－	－	
	イ　専ら交通の指導取締りに従事する自動車（最高速度	－	－	－	

	の交通規制が、令第11条に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。）				
(6) 駐停車禁止の交通規制	ア　前記(5)アに掲げる車両	－	－	－	
	イ　前記(2)アに掲げる車両及び当該責務の遂行のため現に停止を求められている車両	－	－	当該責務を遂行するため、警察官等が、現に停止を求めている車両で、必要最小限の範囲で停車又は駐車をさせるもの。	
	ウ　前記(2)イに掲げる車両	－	－	－	

	エ　急病人の搬送、救護等人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両	－	－	「緊急やむを得ない理由」とは、急病人の搬送又は治療、人の救助、消防、犯罪の防止等で警察署長の駐車許可を得る時間的余裕がないものをいう。	
	オ　前記(2)カ(ｱ)に掲げる車両	－	－	－	
	カ　狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両	－	－	－	

	キ　放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両	－	－	「確認事務を行うために使用中の車両」とは、委託契約に基づき、確認事務のため巡回中であることを表示して確認事務のために使用中である車両をいい、委託契約に基づき選任された統括責任者又はこれに代わる者が当該確認事務の管理等のため使用中である車両を含む。	
	ク　前記(2)オに掲げる車両	－	－	－	

	ケ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの	(ｱ)　電気、ガス、上下水道、電信、電話又は交通安全施設について緊修復を要する工事のために使用中の車両	１の13	１の２	前記(2)カ(ｲ)に同じ。	
		(ｲ)　執行官法（昭和41年法律第111号）に基づき、執行官が強制執行	１の13	１の３	執行官が民事訴訟法その他の法令に規定する裁判の執行等を迅速に行う必要がある場	申請書は、浦和警察署長が受理する。

		等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のために使用中の車両			合に、その執行のために使用中の車両をいう。	
		(ｳ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配及び電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両	1の13	1の4	「専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配」とは、郵便法に規定されている第1種から第4種までの郵便物に限って集配するものをいい、小包郵便物を含まない。	
	ア　前記(6)に掲げる車両		－	－		

(7) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制	イ　公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のために使用し、交通の安全と円滑に著しい障害とならない場所に駐車しているもの	－	－	「交通の安全と円滑に著しい障害とならない場所」とは、渋滞の激しい幹線道路、交差点付近、カーブで見通しの悪い地点、警察が指定した道路区間等当該車両の駐車によって交通上の著しい障害が生じると認められる場所以外の場所をいう。	

	ウ　次に掲げる車両で公安委員会が交付する標章を掲示しているもの	(ｱ)　報道機関が緊急取材のために使用中の車両	１の１３	１の５	－	申請書は、浦和警察署長が受理する。
		(ｲ)　医師法（昭和23年法律第201号）第２条に規定する医師が、急病人等の往診のために使用中の車両	１の１３	１の６	「急病人等の往診」とは、社会通念に照らして、一刻も早く医師の往診治療が必要である急病人等の往診で、警察署長の許可を受ける時間的余裕がないものをいう。	
		(ｳ)　前記(2)カ(ｶ)に掲げる車両	１の１３	１の７	－	

		(ｴ) 市町村長と歯科医師会会長との訪問歯科診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両	１の13	１の８	－	
		(ｵ) 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師が往診歯科診療器材を搭載し、	１の13	１の８	－	

	訪問歯科診療に使用中の車両				
㈦	総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づく電波の監視若しくは電波の質の是正又は不法に開設された無線局 若しくは不法に設置	１の１３	１の９	不法電波の発信源を迅速に特定するために使用中の車両をいう。	申請書は、浦和警察署長が受理する。

		された高周波利用の設備の探査のために使用中の車両				
	エ　次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章又は他の都道府県公安委員会が交付	(ｱ)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則別表１の左	１の14	１の10	「歩行が困難であると認められるもの」とは、つえ等の補助装具に頼らなければならない者、強度の視力障害により歩行のために補助が必要な者、両上	適用の範囲は全国となり、他都道府県公安委員会の交付した標章が本県で適

	した当該標章に相当する標章を掲示しているもの	欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの又はその他の障害の級別で公安		肢の機能を全廃又は著しい障害のため他人の補助を必要とする者、強度の内臓機能障害により移動能力が著しく制限されている者をいう。 「現に使用中」とは、障害者等が運転し、又は同乗して、通勤、通学、買い物等日常生活に必要な活動のために使用していることをいう（以下同じ。）。 「その他の障害の級別」と	用されるのと同様に、本県公安委員会が交付した標章も他都道府県において適用される。

		委員会が歩行困難であると認めたもの			は細則別表１の障害の級別に該当しない障害又は重度障害の程度に該当しない障害を有するものをいう。 「公安委員会が歩行困難であると認めたもの」とは、医師の診断書等により歩行能力が困難であることが明らかな場合等を	

					いう。	
		(ｲ)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則別表１の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給	１の14	１の10		

		法（大正12年法律第48号）別表第１号表の２に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの				
		㈦　昭和48年９月27日付け厚生省児発第156号「療育手帳制度について」に基づく療育手帳	１の14	１の10	「重度の障害を有するもの」とは、知的障害者に埼玉県又はさいたま市から交付された「療育手帳（みどりの手帳）」に記	

		の交付を受けている者のうち、昭和48年９月27日付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」第３の１(1)に定める重度の障害を有するもの		載されている最新の判定が、Ⓐ（最重度）又はＡ（重度）である者をいう。		

		(ｴ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に定める１級の障	１の14	１の10		

	害を有するもの				
オ　平成６年12月１日付け児発第1033号「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の規		１の15	１の11	「色素性乾皮症」は、常染色体劣性遺伝性の光線過敏性皮膚疾患で、日光照射（紫外線）を受けることにより容易	

	定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該慢性疾患ごとに厚生労働大臣が定める平成17年２月10日付け厚生労働省告示第23号「疾患の状態の程度」第８表中の色素性乾皮症に限る。）が、日出から日没までの間において現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章又は他の都道府県公安委員会が交付した当該標章に相当する標章を掲示しているもの			に日焼けを起こし、色素沈着等を生じ、ついには、悪性しゅようを生ずる病気である。	

別紙　（第３関係）

一部改正〔令和２年第 1890 号〕

注意事項

別紙（第３関係）

注意事項

　駐車標章を受けていても、できるだけ、駐車場や空地などの道路外に駐車するようにしてください。

　やむを得ず道路上に駐車する場合も、できるだけ、他の車の邪魔にならないような場所を選び、駐車時間も必要最小限にしてください。

　なお、警察官や交通巡視員から現場で指示を受けることがありますが、それには従ってください。

　また、以下の事項を守らない場合は、標章を返納すること又は保管場所法若しくは道路交通法による取締りを受けることとなりますので注意してください。

１　この標章は、道路を車庫代わりとして使用できるものではありません。

　保管場所としての使用（12 時間以上（夜間は８時間）以上の駐車）をしてはいけません。

２　この標章は、公安委員会の道路標識又は道路標示により指定された駐車禁止場所に駐車するときに限り有効です。

次の場所には駐車できません。

(1)　法定の駐停車禁止場所（道路交通法第 44 条第１項）

- 交差点内及び交差点の端から５メートル以内
- 横断歩道上、自転車横断帯上及びそれらの前後５メートル以内
- 踏切上及びその前後 10 メートル以内
- 坂の頂上付近、勾配の急な坂及びトンネル内
- バス停から 10 メートル以内

など

(2)　法定の駐車禁止場所（道路交通法第 45 条第１項及び第２項）

- 車庫、貨物の積卸し場所などの出入口から３メートル以内
- 道路工事現場の端から５メートル以内
- 消防防水槽、消火栓などから５メートル以内

・　火災報知機から１メートル以内

・　駐車すると余地が 3.5 メートル以内となる狭い道

(3)　駐停車禁止規制が実施されている場所（電気、ガス等の緊急工事車を除く。）

３　その他次の事項に注意してください。

(1)　駐車するときは、車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいよう（前面ガラスのない車両については、外部から見やすい場所）に標章を掲出すること。

(2)　警察官や交通巡視員から標章の提示を求めたときは、これに従うこと。

(3)　標章は他人に貸したり、交付目的以外に使用するなど不正に使用しないこと。

(4)　記載事項に変更がある場合は、速やかに警察署へ届けること。

(5)　標章は、被交付者が死亡、転居などの理由で不要となった場合や有効期限が過ぎた場合は、速やかに返納すること。

別記様式第１　（第３関係）

標章交付簿（通行禁止除外指定車標章）

別記様式第１　（第３関係）

標章交付簿（通行禁止除外指定車標章）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 会社等	運転者等	事業種別等	担当者

別記様式第２　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔緊急工事使用中〕）

別記様式第２　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔緊急工事使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 会社等	管理者等	事業種別等	担当者

別記様式第３　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔執行官使用中〕）

別記様式第３　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔執行官使用中〕）

浦和警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	管理者等	公用車・私用車の別	担当者

別記様式第４　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔郵便物集配・電報配達使用中〕）

別記様式第４　（第３関係）

標章交付簿（駐停車禁止除外指定車標章〔郵便物集配・電報配達使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 会社等	管理者等	事業種別等	担当者

別記様式第５　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔緊急取材使用中〕）

別記様式第５　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔緊急取材使用中〕）

浦和警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	報道機関所在地	管理者等	報道種別	担当者

別記様式第６　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔緊急往診使用中〕）

別記様式第６　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔緊急往診使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 医療機関	管理者等	医療種別	担当者

別記様式第７　（第３関係）　一部改正〔令和２年第1890号、３年第1181号〕

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〔患者輸送車・車いす移動車〕〕）

別記様式第７　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〔患者輸送車・車いす移動車〕〕）

警察署

交付番号	受付月 日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 会社等	管理者等	担当者

別記様式第８　（第３関係）　追加〔平成 21 年第 637 号〕

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔訪問歯科診療使用中〕）

別記様式第８　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔訪問歯科診療使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	申請者住所 機関	管理者等	委託契約	担当者

別記様式第９　（第３関係）　追加〔平成 25 年第 398 号〕

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔不法無線局探査使用中〕）

別記様式第９　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔不法無線局探査使用中〕）

浦和警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	車両（登録）番号	管理者等	その他	担当者

別記様式第10 （第３関係） 一部改正〔平成21年第637号、25年第398号〕

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〕）

別記様式第10　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	申請者住所	障害者	障害名	障害部位 等級	担当者

別記様式第11 （第3関係） 一部改正〔平成25年第398号〕

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〕）

別記様式第11　（第３関係）

標章交付簿（駐車禁止除外指定車標章〔歩行困難者使用中〕）

警察署

交付番号	受付月日	交付月日	有効期間	申請者住所	紫外線要保護者	受給者証番号	担当者